

県への要望事項（H25秋季）一覧

要 望 事 項	
1	都市再生整備計画事業(地方都市リノベーション事業)等に対する支援措置について
2	各市町におけるマイナンバー制度への対応に関する総合的支援について
3	自転車を活用したまちづくりに対する支援について
4	ゴルフ場利用税の存続・堅持について
5	街頭防犯カメラの設置に対する支援について
6	胃がんハイリスク検診(ABC検診)の受診率への計上及びがん検診費用の補助について
7	任意予防接種に係る財政支援について
8	栃木県安心こども特別対策事業費補助金(児童虐待防止対策緊急強化事業)の継続等について
9	旅館業法における特例簡易宿所営業許可申請要件の緩和について
10	農振除外等の手続に要する期間の短縮について
11	地籍調査事業県予算の増額について
12	県営農業基盤整備促進事業の取組みについて
13	建築物の耐震改修の促進に関する法律改正に伴う支援措置について
14	小学校全学年35人学級の早期実現について
15	特別支援教育を推進する専門性のある人材の配置について
16	共同調理場に配置される栄養教諭等の配当基準の改正について
17	中学校における免許外教科担任の解消について
18	県指定文化財に係る補助の充実について

都市再生整備計画事業（地方都市リノベーション事業） 等に対する支援措置について

地方都市におきましては、人口減少と高齢化、地場産業の停滞などにより、地域の活力が低下しており、経済社会情勢等の変化に対応するためには、都市機能の更新と防災性の向上を目指す都市の再構築（リノベーション）が求められています。

このような中、国におきましては、地方都市の既存市街地における既存ストックの有効利用等を図り、都市のコンパクト化の推進による持続可能な都市構造への再構築を目指す「地方都市リノベーション事業」を新たに創設し、その方策の1つとして市街地再開発事業における交付対象事業費のかさ上げによる事業者の負担軽減などの特例を設け、市街地再開発事業をはじめとする地方都市リノベーション事業のより一層の推進を目指しております。

地方都市リノベーション事業は、各市における中心市街地の活性化や都市機能の再生に寄与し、県外からの人口誘導、都心居住の促進、賑わいの創出、県内経済の活性化などに欠かせない事業でありますことから、地方都市リノベーション事業の実施に伴い発生する各市の新たな負担に対する支援策を要望いたします。

各市町におけるマイナンバー制度への対応に関する総合的支援について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」関連法案が可決・成立し、平成28年1月からいわゆるマイナンバー制度の開始が決定となりました。

現在各自治体においては、個人情報取扱いについて、住基システムを基幹とした各業務用のシステムを導入しており、同制度の開始に際しては、各業務用システムの見直し、また、実務面における事務手続のスキームの変更など、多方面に影響を及ぼすとみられます。

システムの変更については、その改修費用として数百万円から数千万円の負担が必要と考えられ、各市町財政に与える影響は多大であります。

また、マイナンバー制度の性格上、各自治体内のみで完結するものではないため、その導入・運用における各自治体間の連携についても調整が必要と考えられます。

県におかれましては、マイナンバー制度の説明会・研修会を開催するなど、県内自治体への支援を実施されているところでありますが、今後始まっていく制度の導入に関する協議に向けて、引き続き実務面での支援をお願いするとともに、制度の導入に際して新たに生じる経費については国において全額を負担するよう、国に対しての働きかけを要望いたします。

自転車を活用したまちづくりに対する支援について

近年、スポーツ自転車の人気が高まりを見せ、県内市町においてもサイクリングロードの整備や、それぞれの地域資源を活かしたサイクリングコースの設定を行っております。

また、これらを観光振興や地域活性化にも活かすため、市町においては、推進計画を策定し、自転車マップの作成や自転車の駅の整備、サイクリングイベントの開催など様々な取組を行っているところです。

県内にはラムサール条約登録湿地となった渡良瀬遊水地周辺をはじめ、県央・県北地域にも魅力あるサイクリングロードが多く、県内外からのサイクリング愛好者を取り込むポテンシャルは大きいものがあります。

しかしながら、市町の枠を超えたサイクリングロードのネットワーク化が不足しており、地域資源が十分活かされていない状況にあります。

つきましては、このような市町の取組の全県的なネットワーク化を推進し、本県の魅力を県外にも十分に発信できるよう、これら自転車を活用した様々な取組に対し、栃木県からも積極的に支援を行っていただきますようお願いいたします。

ゴルフ場利用税の存続・堅持について

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場が一定の行政サービスを受しながら運営されているという実情を踏まえ設けられた税であり、都道府県税として徴収され、その7割がゴルフ場の所在する市町村に対し、ゴルフ場利用税交付金として交付されております。

ゴルフ場は、開発許可、道路整備、廃棄物処理、防災、環境対策など、地方公共団体の行政サービスと密接な関係があることから、市町村にとっても、ゴルフ場が所在することによる様々な財政需要に対応する必要があり、ゴルフ場利用税交付金が貴重な財源となっております。

このようなことから、県におかれましては、国に対しゴルフ場利用税の存続と現行制度の堅持を強く求めていただけますようお願いいたします。

街頭防犯カメラの設置に対する支援について

安全・安心の地域づくりを進める上で、防犯対策の強化は不可欠であります。

こうした防犯対策の一環として「街頭防犯カメラ」の設置は犯罪抑止には効果的であり、犯罪の予防や未然防止に対する期待から通学路や駅周辺への設置を求める市民の声は少なくありません。

こうしたことから、一部の市では自ら街頭防犯カメラを設置する、または防犯カメラを設置する自治会等への補助を行うなど、官民一体の防犯体制の構築に取り組んでいるところでありますが、近年は犯罪の増加に伴い、凶悪化・広域化・低年齢化など複雑多様化してきており、既存の防犯カメラ数では犯罪の現場を捉えきれない状況になってきており、県の支援が強く望まれるところであります。

つきましては、「安全・安心の地域づくり」に県全体で取り組むことにも繋がりますので、街頭防犯カメラの設置費用に対する補助制度の創設について要望いたします。

胃がんハイリスク検診（ABC検診）の受診率への計上及びがん検診費用の補助について

がん検診は、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」において示され、死亡率を減少させる効果のある検診を推進し、受診率の向上を目標としており、胃がん検診の手法については、バリウムによるX線検査を全員に一律に毎年行うことが奨励されています。

しかしながら、バリウムによる偶発症や胃X線検査特有の不利益として放射線被曝があるため、受診者の理解を深めながら推進しておりますが、自治体の努力による受診率向上には繋がらず、目標の受診率50%には届きません。

こうした中、近年、ABC検診を導入する自治体が増えてきております。

ABC検診は、食事制限もなく、血液検査での簡便な方法で胃がんの危険度が判断できるため、新規受診者（今までバリウムを飲めない方や検査を敬遠してきた方）が増加し、胃がんの発見も胃X線検査より高くなっております。

県内の市でも、市の医師会からの要請や議会からの要請により、4市が既に導入し、さらに1市は実施に向け医師会と協議中であり、今後導入を検討する市町は増えてくるものと推測されます。

県においては、6月に健康増進課長名をもって「胃がん検診の実施方法について」を通達し、ABC検診は胃X線検査の代替とはならないとしておりますが、検診の目的は、がんを発見して死亡率減少を図ることであり、導入した市における受診者の数は増加している状況からも、受診率の向上を図る上での効果は大きいものがあります。

「とちぎ健康21プラン」においても、がんの原因となる感染症の啓発への取組と感染症検査受診勧奨に努めていくことが記されております。

つきましては、ABC検診を導入した市町村に対する受診率への計上について国に対し働きかけるとともに、検診費用に対する県費補助について要望いたします。

任意予防接種に係る財政支援について

感染症の任意予防接種については、各市町の判断により、助成制度を創設し対応しているのが現状であります。

平成24年度から25年度にかけて多くの罹患者が発生した風しんの例もあることから、感染力が強く、罹患者が発生した場合の感染拡大の著しい疾病に関する予防接種については、今後、その感染を防止するための対応・対策を、緊急に講じていかなければなりません。

市民に対し、疾病の罹患状況や注意喚起を周知していくことは大変必要なことではありますが、感染拡大を防止するためには、予防接種を受けて頂き、罹患者数を増やさないことが重要な対策であると考えられます。

しかしながら、任意予防接種は、接種者自身の自己負担であることから、経済的理由等により、接種を控えられる方も少なくありません。

こうしたことから、より多くの方に予防接種を受けて頂くため、各市町においては、独自に、任意予防接種の公費助成を実施しているところではありますが、対象者、助成期間、助成金額等に差が生じており、結果として、接種の機会均等が図られておりません。

つきましては、本来必要な予防接種はナショナルミニマムとして全国的に接種が保障されるべきものでありますので、市町村に必要な財源措置を行ったうえで定期予防接種化するよう国に働きかけるとともに、定期予防接種化されるまでの間、各市町が実施している任意予防接種の公費助成に対する財政支援等、希望者が時期を逸せず接種を受けられる環境づくりに取り組まれるよう要望いたします。

栃木県安心こども特別対策事業費補助金（児童虐待防止対策緊急強化事業）の継続等について

今般、児童虐待やDVは全国的に増加の一途をたどり、大きな社会問題となっており、いずれの市でも例外なく対応件数は年々増加しております。

各市においては、児童虐待防止に向けての啓発や通告の呼びかけ、家庭相談員による相談や家庭訪問など常時行うほか、各関係機関、関係団体、児童福祉に従事する方々が連携し、要保護児童対策地域協議会を開催、情報の共有や考え方の統一化を図り対応しているところであります。

しかしながら、関係者のみならず県民一人ひとりが、この児童虐待に関する認識を共有して地域を挙げて取り組んでいくには、より広く浸透していく啓発活動等が重要であり、継続することがなによりも肝要であります。

このようなことから、各市では、児童虐待防止対策緊急強化事業（10/10補助）を活用し、様々な支援や環境整備、啓発印刷物の発行、オレンジリボンキャンペーンの啓発用品の作成等、また、関係者を中心に「虐待防止講演会」を開催し、毎年100名を超える参加の下、支援する方の拡大とスキルアップを図るなど、大きな成果を上げてきております。

県においては、国の動きに併せ、安心こども基金による「児童虐待防止対策緊急強化事業」のうち、児童の安全確認のための体制強化、児童虐待防止対策強化のための広報啓発、児童虐待防止対策強化のための資質の向上の3事業を平成24年度で終了し、児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金における「児童虐待防止対策支援事業」（1/2補助）に移行したところであり、さらに、児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善、児童虐待防止緊急対応強化の取組の2事業についても平成25年度をもって終了するとしております。

しかしながら、既述のとおり、児童虐待は年々増加しており、増加する児童虐待の防止については、早期発見、対応のほか、児童の保護、自立支援など、当事業は、県と市町が連携し、栃木県から犠牲者を一人も出さないよう推進すべき特に重要な事業であります。

つきましては、児童虐待防止対策支援事業の補助率のかさ上げ及び基金事業として存続された2事業の継続を国に対し強く働きかけるよう要望いたします。

旅館業法における特例簡易宿所営業許可申請要件の緩和について

グリーン・ツーリズム事業において、農家民宿の件数確保は重要な課題であります。旅館業法における農家民宿としての特例簡易宿所営業許可申請者は、農業経営者（10a以上の耕作地又は農作物の年間販売額が15万円以上であることが条件）とされております。

しかしながら、農業経営者が高齢であり、その子や孫も実際には農作業を手伝っており、農家民宿の実際の経営は、その子や孫が行いたいという場合において、同一敷地（地番）内に居住していても住民票を分けている場合には、当該農家の世帯員であることが証明できないため、申請者となれず、不都合が生じております。

つきましては、両者の住民票により同一敷地（地番）内に居住していることが確認できる場合には、申請者としての資格を認める等の緩和措置を図られるよう要望いたします。

農振除外等の手続に要する期間の短縮について

農振農用地区域内に大規模な工場等を立地しようとする際、現状では農振除外の手続に7ヶ月程度の期間を要し、さらに2ha以上の農地転用の手続も含めるとおよそ3年以上の期間を要することがあります。

立地意向のある企業にとっては、早期の操業が望まれるものの、諸手続に時間がかかり過ぎて立地を断念するケースも多い状況であります。

県や市町の計画等で位置付けられた産業振興を促進しようとする地域に農振農用地が存する場合、スピーディーな手続きが図れば、企業の設備投資意欲を高め、誘致を促進するうえで非常に効果が大きいと考えられます。

つきましては、現在の国の積極的な産業振興政策や規制緩和の流れを踏まえ、さらなる地域産業の振興を促進するため、農振除外等の手続に要する期間の短縮を要望いたします。

地籍調査事業県予算の増額について

地籍調査は、土地の位置と面積を正確に表すことにより、公共事業等の正確な構想・計画に寄与し、また土地の流動化や有効利用に資することを目的としている事業であります。

県内では、東日本大震災を契機に、災害の復旧復興における地籍調査の重要性が見直され、平成24年度に芳賀町が、平成25年度には茂木町が事業着手し、平成26年度以降には、いくつかの市町が事業着手を検討している状況にあります。同様に、事業継続市町においても、早期の事業完了に向け、事業量の増加を検討している状況にあります。

新規着手を希望する市町や事業量増を希望する市町が増えるなか、県予算の増額が図られなければ、市町の事業進捗が滞ることになり、ひいては、栃木県の事業進捗も滞ることになります。

つきましては、地籍調査事業費は県負担を伴うものでありますが、市町の事業推進のため、県予算の増額確保について特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

県営農業基盤整備促進事業の取組みについて

水稻作付に欠かせない頭首工は、そのほとんどが土地改良区で維持管理されております。

県内の河川にある頭首工は、河川改修にあわせて同時に整備されて現在に至っており、建設時期からは約40～50年経過するものが多く、長寿命化を図りながら施設の更新を進めなくてはなりません。

堰の改修工事は、多額の経費が必要であるといわれておりますが、今後、頭首工の管理者である改良区等は、補助事業を取り入れながら改修工事を実施し、適切な保全管理を求められています。

そのような中、頭首工の改修工事に当たっては、一級河川等内で行われる大規模な工事が予想されることから、計画・設計・施工において高度な技術力・判断力が必要とされるとともに、受益面積にかかわらず河川規模に応じた建設事業費が必要となります。

平成26年度から農業基盤整備促進事業を推進するに当たり、農業用排水施設整備においては、事業主体が県営と団体営の場合では補助率が異なることから、管理者である改良区等の負担軽減を図りながら、適切な保全管理を行うため、頭首工の改修工事については、県営事業として受益面積に関係なく実施して下さるよう要望いたします。

また、農作業道整備においては、地域の実情に応じ、これまでありました「ふるさと農道事業」などと同様に10ha以上で実施して下さるよう要望いたします。

建築物の耐震改修の促進に関する法律改正に伴う支援措置について

南海トラフ巨大地震等最大クラス規模の地震発生に備え、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するために本年5月29日に建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部が改正され、11月25日施行の予定です。

今回の改正により、不特定多数のものが利用する5,000㎡以上の建築物については、耐震診断が義務化され、さらにその結果を公表するとされています。

法改正に伴い耐震化に対する国の支援措置が講じられ、また、地方においても支援制度の創設が検討されているところですが、旅館・ホテル等観光事業者も大きな負担が伴い、この耐震診断及び耐震改修に係る事業者負担をすることは、東日本大震災に伴う原発の風評被害で打撃を受けた県内の観光地において、ようやく立ち直りつつある中で、厳しく、困難であると考えます。

一方で、利用者の安全確保のためにも、耐震化は避けて通れないものです。特に2020年東京オリンピックの開催が決定し、海外からの誘客も見込まれることから、安全で快適な観光地として多くのお客様を迎えるためにも一刻も早く耐震化を進めることが望まれるところです。

このことから、次の点について要望いたします。

- 1 耐震診断が義務化される旅館・ホテル等については、耐震対策緊急促進事業の補助スキームの地方の支援制度を早急かつ確実に創設するとともに、創設に当たっては県の負担率のかさ上げを図ること。
- 2 義務化以外の旅館・ホテル等についても耐震改修の促進を図るため、当該施設を対象とした住宅・建築物安全ストック形成事業による助成制度を創設すること。なお、制度創設の際には、地方負担分について県負担のかさ上げを図ること。

小学校全学年35人学級の早期実現について

35人学級については、義務教育標準法の改正により平成23年度から小学1年生で導入されております。小学2年生以上での実施については法改正がなされておりましたが、栃木県では加配教員対応により、小学1年生及び中学校の全学年に加え、平成24年度から小学2年生においても35人学級が実現されました。

文部科学省は、平成25年度から5カ年計画の「新たな教職員定数改善計画案」を策定し、中学3年生までの35人学級の実施を検討していましたが、見送りとなっている状況にあります。

通常の学級においても多動傾向のある子、学習遅延傾向のある子など多様な児童生徒が在籍しているのが実情であるため、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、きめ細やかな支援が必要とされております。より質の高い教育の実現に向けて、本県独自の少人数教育として、小学3年生以上についても35人学級の早期実現を要望いたします。

特別支援教育を推進する専門性のある人材の配置について

発達障がい等のある児童生徒の多くは、対人関係を築くことが苦手なため、集団での活動を基盤とする学校生活が円滑に営めるよう、個別的に教育的支援を行う必要があります、そのためには、特別支援教育を推進する専門性のある人材を効果的に配置することが大切であります。

これまでも、県におかれましては、小中学校の特別支援学級担任の専門性を高めるため、特別支援学校との研修交流の推進を図られており、平成23年度からは1年間の研修交流も始まり、研修に参加する教員も増加してきたところであります。

しかしながら、特別支援学級の数も増加傾向にあり、また、特別支援学級に在籍する児童・生徒の障がいの種類や程度も様々であることから、指導に困難をきたしている学級が数多く存在している状況であり、特別支援学級の担任となる人材の確保とその指導力の向上は急務であります。

つきましては、これら状況に鑑み、下記事項の実現について格別のご配慮をお願いいたします。

記

- 1 特別支援教育の専任担当教諭の配置
 - ・通常の学級に在籍する児童生徒への支援を行う。
 - ・新設の特別支援学級担任をサポートする。
- 2 臨床心理士など発達障がいに対応できる専門性のある教職員の配置
- 3 非常勤講師の増員または、市町が採用している教育指導助手等の人件費の支援
- 4 小中学校の教員採用時における特別支援学級担任枠（特別支援学校教員免許取得者対象）の創設

共同調理場に配置される栄養教諭等の配当基準の改正について

現在の県の配当基準では、児童生徒数2,001人以上の共同調理場には2人の県費負担栄養教諭等が配置されることとなっております。

現在、市町によっては栄養教諭等を「加配」として配置していただいている状況ではありますが、「加配」という不安定な状況にあることに加え、1人の栄養教諭等が相当数の受配校を担当するケースもあり、食育の推進という観点からも、また、食物アレルギーを持つ児童・生徒に対するきめ細やかな対応をする観点からも効果的な指導が困難な状況であります。

また、共同調理場の統廃合を進めている市町にあつては、児童生徒数2,001人以上の共同調理場が3ヶ所ある場合、配当基準によれば6人の栄養教諭等が配置されるどころ、児童生徒数約5,000人程度の共同調理場2ヶ所に集約した場合には、現在の基準では、2,001人以上は一律2人となっているため、合計4人の栄養教諭等しか配置されないこととなり、より一層厳しい環境におかれることとなります。

つきましては、適切な栄養管理を行うため、また、食育を推進するためにも、さらには、食物アレルギーに対し、適切な対応を行うためにも、下記のとおり、児童生徒数に応じ、栄養教諭等の配置を細分化した配当基準に改めていただきたく要望いたします。

<現在の県の配当基準>

児童生徒数	2,000人以下	1人
	2,001人以上	2人

<変更要望案> 全国学校栄養士協議会から文部科学大臣あて要望と同数

児童生徒数	1,000人以下	1人
	1,001人～3,000人	2人
	3,001人～5,000人	3人
	5,001人以上	4人

中学校における免許外教科担任の解消について

免許外教科担任解消非常勤講師配置事業につきましては、平成25年度より、配置対象校がこれまでの原則5学級以下の中学校への配置（6～7学級の学校との兼務も可）から、6学級以下の中学校への配置（7～12学級の学校との兼務も可）へと見直しが図られたところであります。

このことにより、学校からは、より質の高い教育が可能となるとの声や、免許外教科担任の負担が減り、より担当教科の指導が充実できるようになるとの声を聞いており、大変感謝しているところであります。

一方、昨年度から全面実施となった中学校学習指導要領により国語、社会、保健体育、外国語の授業時数が増加するなど、教員は今まで以上に個に応じた指導や専門的な指導が求められております。このような状況のなか、市によっては、これらの教科を含む9教科すべての教員を配置することができず、免許外教科担任に頼らざるを得ない状況や、7～12学級以下の学校においては、教科によって、6学級以下の学校との教科の要望が合わず、兼務することが難しい場合も見られます。

以上のような状況から、免許外教科担任解消の非常勤講師の対象校を現状からさらに拡大し、原則12学級以下の配置とされるよう要望いたします。

県指定文化財に係る補助の充実について

県内の市町には、様々な文化財がありますが、歴史上・学術上の価値が高く、重要なものを、市町や県、国が指定・認定・選定・登録・選択して、保護しているところであります。

このうち県指定文化財は、県文化財保護審議会の審議を経て指定されておりますが、その位置づけは、市町文化財の中でも重要であり、将来的に県として保護・保存を図る必要があるものが対象であると認識しております。そのため、指定されますと、用途変更や売買等が制限され、修理等にも文化財審議会への届出が必要となるなど様々な制限がある一方、修理・修繕に対しては県の文化財保存事業費補助金等を有効活用できました。

しかし、現在、この補助金の予算化が少なく、県指定文化財を適切に管理するために修理・修繕したくても採択されない状況となっております。

このため、市町においては、市町指定文化財の修理・修繕事業費の2分の1あるいは3分の1を要項等に基づき補助しておりますが、県指定文化財の修理・修繕に際しましても、県補助金が採択されない場合、これを準用して、市町が単独で補助しているところであります。

つきましては、県指定文化財の補助制度を充実し、貴重な文化財を保護し、後世に残す取り組みを推進されますことを要望いたします。